

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>豪雨による異常出水により、道路山側の斜面から道路上へ土砂が流出し、堆積していることが判明した。</p> <p>当該路線は上宝町と丹生川町を最短で結ぶ重要な生活・産業道路であり、地域住民に影響があることから、早急に道路上の崩土を除去し、車両が通行できる状態にする必要がある。</p> <p>2 見積を徵した事業者の概要</p> <p>一般社団法人吉城建設業協会と締結している「災害応援協力に関する協定」に基づき応援協力を要請したところ、工事実施可能者として別添のとおり3者の報告があった。この3者の選定することとする。</p> <p>3 見積合わせをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>—</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>—</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。